

多面的機能支払交付金制度の運用指針

令和2年4月6日
与謝野町農林課

与謝野町では多面的機能支払交付金制度を適切かつ円滑に実施するため、運用指針としてまとめています。

- ① 活動計画の作成事務等について
組織の事務の効率化を図るため、
 - (1) 活動計画や実績報告書は原則各組織でエクセルにて作成してください。
 - (2) パソコンやデジタルカメラのデータの管理ができる方（非農家可）を活動組織の役員に選任するなどお願いします。

- ② 活動組織の運営について
組織を円滑に運営するためには、総会による合意形成や会計の透明化が必要であるため、
 - (1) 毎年総会の開催を必須事項とさせていただきます。（監査指摘事項）
 - (2) 実績報告提出時には必ず総会資料を提出してください。（監査指摘事項）

- ③ 農林業振興事業費補助金（土地改良事業）の地元負担への充当について
補助金の二重交付を避けるため、次のことに注意してください。
 - (1) 地元負担におきましては、事業主体である団体で確保をお願いします。
 - (2) 地元負担への多面的交付金の充当する際は、相談（申し出）をお願いします。
 - (3) 実績報告の際に提出していただく事業費の領収書に、町の確認をした旨の「確認印」を押印します。

- ④ 交付金の使途について
 - (1) 「多面的機能支払交付金の使途について」を参考にしてください。
 - (2) 地区内の土地改良施設の改修等については、地元農事組合、施設管理組合等との調整のうえ基本多面交付金で対応をお願いします。
 - (3) 事業費 200 万以上の改修については、国庫補助事業が考えられますので町に相談してください。

- ⑤ その他
 - (1) 農事組合等他の地域組織との連携を図り、深めて下さい。
 - (2) 地域における「京力農場プラン」の作成および実行について積極的に関与して下さい。